

日社福士 2020-106

2020年6月4日

文部科学省

初等中等教育局

局長 丸山 洋司 殿

高等教育局

局長 伯井 美徳 殿

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 善久



登校再開後の対応及び学生支援緊急給付金事業について(要望)

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。そして、都道府県社会福祉士会の会員である社会福祉士をはじめとして、多くのソーシャルワーカーが、スクールソーシャルワーカーとして教育委員会等に所属し、児童・生徒等の権利擁護のために、日々尽力しております。

さて、今般の新型コロナウィルスの影響の下では、その感染拡大防止策として、いち早く全国の小学校、中学校及び高等学校等（以下「小学校等」）の一斉休校の要請がありましたが、

6月1日からの登校再開にあたり休校期間中に家庭内における諸々の状況の影響を受けた児童・生徒に対しては十分な配慮が必要です。

併せて、大学等の学生に対しては、全ての学生が経済的な理由により、修学の継続ができなくなることがないよう、支援が必要です。

つきましては、登校再開後の対応及び学生支援緊急給付金事業について、下記のとおり要望します。

記

1 登校再開後の対応について

分散登校の実施にあたっては、感染対策に充分留意した上で配慮を要する子どもの優先的な登校を望みます。

また、家庭内でのDVや虐待等の被害を受け心身ともに疲弊した子どもの状況が危惧されるため、子どもの状況確認、ニーズ把握ができるようにスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を望みます。

2 学生支援緊急給付金事業の対象について

学生支援緊急給付金事業に基づく給付要件について、留学生等に対しては「外国人留学生学習奨励費」と同様の要件を満たすことが必要とされています。学生支援緊急給付金事業と外国人留学生学習奨励費は、それぞれ趣旨が異なる制度であり、また新型コロナウィルス感染拡大による経済的な困窮は、大学等での成績との関連性はないことから、収入が大幅に減収した留学生等が大学等での修学継続のため、日本人学生と同様の取り扱いとされるよう望みます。

以上